

平成25年 第5回定例会の審議案件と結果

番 号	件 名	結 果
議案第 75号	常総市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 76号	財産の交換について(水海道高野町499番1)	原案可決
議案第 77号	財産の交換について(水海道高野町502番)	原案可決
議案第 78号	常総市空き家等の適正管理に関する条例について	原案可決
議案第 79号	常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 80号	常総市子ども・子育て会議条例について	原案可決
議案第 81号	常総市営住宅管理条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 82号	市道の路線の認定について(5052号線)	原案可決
議案第 83号	市道の路線の認定について(5053号線)	原案可決
議案第 84号	市道の路線の認定について(5054号線)	原案可決
議案第 85号	市道の路線の認定について(5055号線)	原案可決
議案第 86号	市道の路線の認定について(東928号線)	原案可決
議案第 87号	市道の路線の認定について(東929号線)	原案可決
議案第 88号	市道の路線の認定について(西1223号線)	原案可決
議案第 89号	市道の路線の変更について(1146号線)	原案可決
議案第 90号	市道の路線の変更について(1158号線)	原案可決
議案第 91号	市道の路線の廃止について(東592号線)	原案可決
議案第 92号	常総市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 93号	常総市公共下水道条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 94号	常総市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 95号	平成25年度常総市一般会計補正予算(第5号)	原案可決
認定第 96号	平成25年度常総市介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
認定第 97号	平成25年度常総市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
認定第 98号	平成25年度常総市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
認定第 99号	平成25年度常総市水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決
認定第100号	財産の取得について(絹西小学校用地)	原案可決
認定第101号	新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める意見書提出について	原案可決
認定第102号	T P P の即時撤退を求める意見書提出について	原案可決
認定第103号	主要地方道取手豊岡線バイパスの早期整備に関する意見書提出について	原案可決
認定第104号	中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める意見書提出について	原案可決
陳情第 2 号	新聞購読料への消費税軽減税率適用に関する陳情	採択

※審議経過及び内容は、後日掲載される市ホームページ内の市議会→会議録検索で見ることができます。

平成25年第5回定例会

審査結果

平成25年第5回常総市議会（定例会）が、11月27日から12月11日までの15日間の会期で開かれました。

今定例会には、一般会計補正予算を含む議案25件を市長が提案。初日の本会議で提案理由の説明がありました。12月3日には、議案1件が追加提案され、議案等は各常任委員会及び予算特別委員会に付託され、各委員会において詳細に審議がなされました。

最終日には、議員提案による意見書提出4件が提案され、採決の結果、議案30件が原案のとおり可決されました。また、陳情1件は採択となりました。

可決された主な議案は次のとおりです。

議案第78号

常総市空き家等の適正管理に関する条例について

近年、誰も居住していない住宅が市内でも目立つようになってきており、所有者の高齢化や遠隔地への居住など様々な理由から、適

正な管理がなされていない空き家が増加しつつあります。このような空き家は、不法投棄や不審者の侵入、放火などのおそれがあり、また、樹木や雑草の繁茂、強風による建築資材の飛散などによって近隣住民が迷惑を被り、更には、老朽化が激しい場合には倒壊の危険性もあることから、行政による所有者への適正な管理の指導が望まれておりました。

このため、空き家が放置され、管理不全な状態となることを防止し、安全で、安心なまちづくりの推進に寄与することを目的として、新たに条例を制定するものです。

議案第79号

常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

この条例は、国民健康保険税の課税額に関して、将来における事業運営の県単位による広域化を見据え、また、低所得者層と中間所得者層との格差を是正するため、

資産割額による課税を廃止した上で、後期高齢者支援金及び介護納付金の負担分を確保するために税率等の見直しを図るとともに、納期の変更等に係る改正を行うものです。

国民健康保険税の課税額については、被保険者の所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算により算定して

おりましたが、資産割額による課税を廃止して、所得割額、均等割額及び平等割額の合算による課税額とするともに、所得割額の税率及び均等割額の金額について、後期高齢者支援金及び介護納付金の適正な確保等のためにこれを見直すこととし、併せて、低所得者層に係る均等割額の減額について、その減額の幅を引き上げることとするものです。

また、納期については、年度当初の第1期に暫定賦課を行っておりましたが、被保険者の所得に変動があった場合に、第2期以降の課税額と大きな隔たりが生じることもあり、被保険者に分かりにくい措置であったことから、この暫定賦課を廃止するものです。

議案第100号

財産の取得について（絹西小学校用地）

常総市立絹西小学校については、現在、公簿上で約1万8800平方メートルの土地を賃貸借しています。

この度、校舎その他の学校施設のより安定的な管理を図り、良好な教育環境を確保するため、地権者の方と譲渡に関する交渉を続けてきたところ、学校用地として、実測で1万7086・36平方メートルの土地を売買することで合意に至りました。また、道路用地として、実測で3221平方メートルの土地のほか、4650平方メートルの山林を無償で市に譲渡していただけることとなりました。



絹西小学校